

令和7年度伊根町における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

1 目的

障害者が就労によって経済的な基盤を確立し、自立した生活を送るためには、障害者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障害者が就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化することが重要である。

本方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。)第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、伊根町(以下「町」という。)が行う物品等の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、町が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

町における調達の対象となる障害者就労施設等は、次項のうち物品等の調達が可能な施設とする。

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

【障害福祉サービス事業所等】

- ア 就労移行支援事業所
- イ 就労継続支援事業所(A型・B型)
- ウ 生活介護支援事業所
- エ 障害者支援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護支援を行うものに限る)
- オ 地域活動支援センター

(2) 障害者優先調達法施行令に基づく事業所

- ア 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」という。)に基づく子会社の事業所(特例子会社)
- イ 重度障害者多数雇用事業所(①～③の全てを満たすもの)
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障害者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

- (4) 共同受注窓口を設置し、物品等の調達をあっせんし、又は障害者就労施設等と町との間の物品等の調達を仲介する業務を行う事業所

4 調達の対象品目

町において重点的に調達を推進すべき物品等については、以下のとおりとする。

(1) 物品

- ・ 食品類(弁当、加工食品、野菜等)
- ・ 手芸品(織物、染色品等)
- ・ 小物雑貨(ストラップ、食器類等)
- ・ 事務用品(名刺、チラシ、はがき等)

(2) 役務

- ・ 軽作業(シール貼り、袋詰め、包装、部品組立等)
- ・ 草刈、清掃作業
- ・ 分別・解体作業
- ・ その他提供可能な役務

5 障害者就労施設等が供給する物品等の調達目標

令和7年度の調達目標は、令和6年度調達実績額(302千円)以上とする。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努める。
- (2) 保健福祉課は、障害者就労施設等から供給可能な物品等、その調達の推進のために必要な情報を、町のすべての部署に提供する。
- (3) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を積極的に活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については、年度終了後に町ホームページ等で速やかに公表する。

8 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、必要に応じて、この方針の見直しを行うものとする。

- (2) 当該調達方針の担当窓口は、保健福祉課とする。
- (3) 高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)に基づいて設置されたシルバー人材センターや地元中小企業等に十分に配慮しながら、障害者就労施設等からの物品等の調達を進める。